

令和5年8月23日
全国農業共済組合連合会

令和5年台風第7号による災害に伴う農業経営収入保険の対応について

全国農業共済組合連合会（NOSAI全国連）では、令和5年台風第7号による災害に際し、災害救助法が適用された市町村に住所を有する収入保険の加入者及び加入予定の方で、保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払が困難であることの申出があった方を対象に、一括払いの支払期限、分割払いの支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11か月を経過する日を限度に延長いたします。

また、対面での加入手続きが困難な方につきましては、電話等での加入申込みを承ります（申請書類は後日提出いただきます）。

具体的な支払期限の延長の手続、加入申込については、お近くの農業共済組合にご相談ください。

<別紙>

- ・災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

本件に関するお問い合わせ先

全国農業共済組合連合会（業務部業務第1課）

TEL 03 (6265) 4800

FAX 03 (6265) 4807

ホームページ <http://www.nosai-zenkokuren.or.jp/>

災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

令和5年8月16日現在

・ 災害救助法適用市町村

7市町

【京都府】

福知山市、舞鶴市、綾部市

【兵庫県】

美方郡香美町

【鳥取県】

鳥取市、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町

・ 対象地域の農業共済組合

京都府農業共済組合

〒604-0842

京都府京都市中京区押小路通烏丸東入西押小路町115番1

電話番号：075-222-5700

兵庫県農業共済組合

〒650-0011

兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目15-3

電話番号：078-332-7154

鳥取県農業共済組合

〒689-2202

鳥取県東伯郡北栄町東園271

電話番号：0858-37-5631